

議案第29号

旧久米家住宅洋館の設置及び管理に関する条例の制定について

旧久米家住宅洋館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星野 稔



## 旧久米家住宅洋館の設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、旧久米家住宅洋館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本市は、市民の文化的教養の向上を図り、地域文化の振興に資するため、旧久米家住宅洋館を設置する。

### (名称及び位置)

第3条 旧久米家住宅洋館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 旧久米家住宅洋館

位置 沼田市上之町1161番地3

### (管理)

第4条 旧久米家住宅洋館は、沼田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

### (休館日)

第5条 旧久米家住宅洋館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日）

(2) 祝日法による休日の翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

### (開館時間)

第6条 旧久米家住宅洋館の開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、午後5時から午後9時までの間について、旧久米家住宅洋館の施設（以下「施設」という。）の使用の許可の申請がないときは、開館時間を短縮することができる。

2 旧久米家住宅洋館の観覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止)

第7条 旧久米家住宅洋館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) 建物、備品、展示品等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 広告又はこれに類するものを掲出し、又は貼付すること。
- (4) 刃物その他危険物を携帯すること。
- (5) 展示品等に手を触れること。
- (6) 施設内の秩序を乱すこと。
- (7) その他教育委員会が指示すること。

(観覧料)

第8条 旧久米家住宅洋館を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）の観覧料は、無料とする。

(使用の許可)

第9条 教育委員会は、次に掲げる事業に限り、施設を使用させることができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業
  - (2) 国、地方公共団体若しくはその他公共団体又は公共的団体が実施する事業
  - (3) その他教育委員会が適当と認める事業
- 2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、旧久米家住宅洋館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。

(5) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第11条 第9条第2項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により、使用ができないときは、この限りでない。

(観覧又は使用の停止等)

第14条 教育委員会は、観覧者又は使用者（以下「観覧者等」という。）が第7条又は第10条の規定に反したときは、観覧を停止させ、又は使用を中止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第15条 観覧者等は、故意又は過失により、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

## 1 施設使用料

施設区分		使用料		
室名	定員	午前 (午前9時30分～ 正午)	午後 (午後1時～午後5 時)	夜間 (午後5時～午後9 時)
ホール	80人	440円	550円	550円
展示室	13人	330円	440円	440円

### 備考

- 1 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 入場料等を徴収し、又は営利目的で使用するときの使用料は、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 3 前2項のいずれにも該当するときの使用料は、この表に定める使用料の4倍の額とする。
- 4 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 5 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 2 附属設備使用料

使用設備	使用単位	使用料の額
音響設備機器	一式	1,100円

（旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 前項の規定の施行の際現に改正前の旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例第9条第2項の規定により申請されたものについては、なお従前の例による。

### 別表（第11条関係）

施設区分		使用料		
室名	定員	午前 (午前9時30分～ 正午)	午後 (午後1時～午後5 時)	夜間 (午後5時～午後9 時)

洋室	30人	1,210円	1,540円	1,540円
----	-----	--------	--------	--------

備考

- 1 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 入場料等を徴収し、又は営利目的で使用するときの使用料は、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 3 前2項のいずれにも該当するときの使用料は、この表に定める使用料の4倍の額とする。
- 4 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 5 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

